

令和元年7月26日
独立行政法人農畜産業振興機構

豚コレラの発生生産者等の令和元年度第2四半期負担金の納付期限
の延長等について（令和元年度の肉豚経営安定交付金制度）

豚コレラの患畜若しくは疑似患畜が確認された登録生産者又は豚コレラの発生に伴い家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第32条の規定により家畜の移動が制限された登録生産者については、令和元年度第2四半期の負担金の納付期限が延長されます。この取扱いについては、次のとおりとなりますので、延長を希望される場合は、必要な手続きをお願いします。

（1）納付期限延長希望申出書の提出（別紙様式）

提出期限：令和元年8月26日

※上記提出期限に間に合わない者及び期限日以降に相殺の対象となった者は、必ず下記の送付先までご連絡ください。

※別紙様式により納付期限延長希望申出書を作成し、事務を委託されている場合は事務委託先を通じて、委託されていない場合は直接、独立行政法人農畜産業振興機構畜産経営対策部養豚経営課（下記送付先）に郵送ください。

※負担金の自動引落の希望者にあつては、金融機関との取決めにより引落しが実行される場合があります。この場合には、納付期限延長希望申出書の受理後に速やかに返還しますので、この旨ご了承ください。

（2）上記の申出書を提出した者の納付期限等の取扱い

① 令和元年度第2四半期の納付期限

令和元年度第2四半期を含む算出期間の交付金の支払日となります。

② 納付する負担金の額

次の頭数に交付金単価を乗じて得た額の1/4の額。ただし、令和元年度第2四半期を含む算出期間の交付金の交付が有る場合には、負担金と「積立金から支払われる額」のうち負担金相当額とを相殺しますので、負担金の入金の必要はありません。なお、令和元年度第2四半期を含む算出期間の交付金の交付が無い場合には、負担金の額は0円となります。

[頭数]

第2四半期における負担金の「納付対象頭数」。ただし、令和元年度第2四半期を含む算出期間の交付金の「交付対象頭数」がこれを下回る場合にあっては、「交付対象頭数」

※提出期限までに納付期限延長希望申出書の提出が無い場合には、納付期限の延長はありませんので、御注意ください。

(送付先)

〒106-8635 東京都港区麻布台 2-2-1 麻布台ビル

独立行政法人農畜産業振興機構 畜産経営対策部養豚経営課

(電話番号：03-3583-1150)

別紙様式

令和元年度第2四半期負担金の納付期限延長希望申出書
(令和元年度の肉豚経営安定交付金制度)

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

住所

氏名 (又は法人名、代表者役職名、代表者名)

印

登録生産者 ID

肉豚経営安定交付金交付要綱 (平成30年12月21日付け30農畜機第5241号) 附則24の規定に基づく令和元年度第2四半期負担金の納付期限の延長を希望するので、関係書類を添えて下記のとおり申し出ます。

また、同交付要綱附則24の規定に基づき負担金と積立金から支払われる額を相殺することについて、同意します。

記

- 対象区分 (該当するものにチェックをして下さい)
 豚コレラの患畜又は疑似患畜が確認された (殺処分を受けた)
 豚コレラの発生に伴い家畜伝染病予防法第32条の規定により家畜の移動を制限された
- 殺処分を受けた又は家畜の移動を制限された農場の住所

3 添付書類

都道府県 (家畜保健衛生所等) が交付する、殺処分を受けたこと又は家畜伝染病予防法第32条の規定により家畜の移動を制限されたことを証明する書類